

## 改正建設業法「令和7年12月施行分」説明会の開催について

### ～改正建設業法に関する説明会を開催します～

本年12月に改正建設業法が全面施行となるにあたり、施行内容について周知徹底を図るため、「令和7年12月施行分」の内容から、特に「労務費に関する基準」に関する解説を中心に、説明会を開催します。あわせて「約款改正について」も説明します。是非ご参加下さい。

記

#### 1. 日時及び場所

	沖縄会場
日時	令和8年1月26日（月） (第一部) 10:30～12:00 ※発注者、発注者団体など (第二部) 14:00～15:30 ※建設業者、建設業者団体
会場	那覇第2地方合同庁舎2号館2階 共用会議室D・E (沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号) ※ 同時にオンラインでも配信します。
定員	各回 50名

#### 2. 対象：建設業関係者、建設業団体、民間発注者、民間発注者団体、 国の機関、各自治体の発注担当部局、建設業許可部局 など

※法人、個人は問いません。建設業関係団体への加盟、非加盟も問いません。

#### 3. 内容：改正建設業法令和7年12月施行内容について 約款改正（契約変更協議に関する規定など）について Q&A セッション

※各回とも説明内容は同じです。

#### 4. 参加申込：事前申込制となりますので、下記のURLをご参照の上、ご参加ください。 お席に限りがございます。満員となり次第、受付を終了する事がありますので、 お早めにお申込みください。 なお、会場定員が満席の際は、オンライン枠をご確認ください。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo14\\_hh\\_000001\\_00328.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo14_hh_000001_00328.html)

※会場参加における定員は1組織2名までとなります。

#### 5. 報道対応：当日会場受付にて行います。（カメラ撮りは説明会の冒頭のみ）

内閣府沖縄総合事務局開発建設部 TEL: 098-866-0031 (代表)  
建設産業・地方整備課長 久場 兼治 (内線 3116)  
建設産業・地方整備課長補佐 野原 慎太郎 (内線 3155)